【様式３】

規制の事後評価書

法　令　の　名　称：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律
規　制　の　名　称：我が国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当しない物であって、輸出先国では同条約上の「有害廃棄物」に該当する物とされているものについての、我が国バーゼル法の「特定有害廃棄物等」の範囲への取り込み
規制導入時の区分：□新設　■拡充　□緩和　□廃止
担　当　部　局：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室、経済産業省 GX グループ資源循環経済課
評価実施時期：令和８年２月

１　事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の規制対象となる「特定有害廃棄物等」の範囲に係る規定として新たに第２条第１項第１号ホを設け、「特定有害廃棄物等」として、条約締約国において、条約第１条１に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地若しくは経由地とする輸出に係るものとして省令で定めるものを加える。

・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令第５条において、「法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区（以下この条において「香港」という。）において条約第一条１に規定する有害廃棄物とされているモニター（第三条に掲げる物を除く。）であって、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。」と規定することとし、その他の国については今後必要性が生じた際に随時検討することとする。

＜今後の対応＞

■そのまま継続　□拡充して継続　□緩和して継続　□廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

■おおむね想定どおり
□想定を下回るが、対応の変更は不要
□想定を下回り、対応の変更が必要

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

■おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要

＜行政費用の概況＞

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要

2　事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

		算出方法と数値
①　香港シップバックの件数の減少	事前評価時	輸出事業者に対して以下の便益が発生。 ○適正な手続に則り輸出を行うこととなり、シップバックによる想定外の損害を被る危険性が低減。 行政機関に対して以下の便益が発生。 ○シップバック自体を防止することで、相手国の行政機関との調整費用及び紛争の危険性を低減できる。
	事後評価時	以下のとおり、近年は香港向けのモニターのシップバック件数は０件となっており、シップバックに係る輸入事業者及び行政機関の負担は発生していない。

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
シップバック件数（合計）	11	2	5	17	8	11	0	0
香港向けのモニターのシップバック件数	11	1	4	1	0	0	0	0

＜負担＞

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①　バーゼル法第４条から第７条までの規定の遵守費用	事前評価時	輸出移動書類の交付手数料及び各種事務作業の人件費等を要する。
	事後評価時	輸出移動書類の交付に係る手数料 12,000 円（電子申請 10,600 円）

■行政費用

		算出方法と数値
①　輸出先国の規制対象範囲調査費用	事前評価時	輸出先国の規制対象範囲を調査する費用が増大。
	事後評価時	香港のモニターと省令で特定しているため、調査費用無し。

② 輸出承認対象となった品目に係る審査等業務の負担増	事前評価時	輸出承認対象となった品目に係る審査等業務の負担が増大。
	事後評価時	当該改正以降、香港向けのモニターの輸出申請は0件のため、審査業務の負担増も発生していない。
③ 関係業界への周知	事前評価時	当該改正について関係業界に周知する必要が発生。
	事後評価時	H30年度バーゼル法等説明会開催費用330万円程度。

■その他の負担

・特段発生していない。

3 考察

- バーゼル条約締結時あるいはバーゼル法制定時においては、条約上の「有害廃棄物」に該当する物の範囲は締約国間で統一されることが期待されていたが、その範囲の解釈（有害性の基準等）が各締約国に委ねられており、締約国間で該当物の範囲に多少の差異が生じているところ。この差異によって、我が国から輸出された物について、バーゼル法上の特定有害廃棄物等に該当しないものではあるが、輸出先国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当する物とみなされて、条約上の不法取引に当たるため、貨物を返送させる旨の通報（シップバック通報）を我が国として受ける事例が、当該改正前に多く発生していた。特に、香港向けのモニターのシップバック通報が多かったため、当該改正においては、繰り返し香港向けのモニターについて仕向地又は経由地の行政機関からシップバック通報がなされることを防止することを目的としていた。
- 当初の目的通り、近年香港向けのモニターについてはシップバックが0件となっているため、当初の目的が達成されたと考えられる。
- 一方、令和元年から３年までは、香港以外からのシップバック通報自体は続いており、特にマレーシアからの通報を多く受けていたところ。令和４年以降は、令和７年１月時点まで、どの国からもシップバック通報を受けていないことに鑑み、現時点で、我が国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当しない物であって、輸出先国では同条約上の「有害廃棄物」に該当する物とされているものを、我が国バーゼル法の「特定有害廃棄物等」の範囲への取り込むことでバーゼル法の規制対象に加える必要性は低いと考えるため、今後の対応としては当該改正内容を継続することとしたい。引き続き、香港以外の国について環境省令に追加する必要性の有無について、随時検討することとする。